平成２４年（フ）第５３２３号
大阪市淀川区加島１丁目20番１―513号大崎方
債務者　谷﨑　雄二
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３３０号
大阪府東大阪市豊浦町３番26―406号
債務者　富田　高子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３３５号
大阪府高槻市牧田町５番43―504号、前住所大阪府寝屋川市太間町16番７号
債務者　竹之内美帆
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３３８号
大阪府豊中市蛍池北町１丁目２番16号、前住所大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ８―304号
債務者　坂井　艶子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３４１号
大阪市此花区春日出南２丁目10番36号
債務者　小林早津紀
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７９７号
神戸市灘区友田町５丁目１番１―411号、住民票上の住所兵庫県芦屋市浜芦屋町10番32―301号
債務者　竹田　隆志
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８０３号
神戸市長田区大丸町１丁目20番１号　タイセイマンション301号、従前の住所神戸市長田区萩乃町３丁目３番７号　ときわ萩乃ハイツ106号
債務者　藤本　　進
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６９号
宮城県岩沼市桑原２丁目２番66―３号
債務者　市川　正美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５８３号
仙台市宮城野区小田原１丁目４番12―307号
債務者　高橋栄美子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６４７号
仙台市若林区大和町５丁目15番２号　アルテミスキャッスル103
債務者　野村　昌代（旧姓小沢）
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６６４号
仙台市宮城野区福室５丁目13―26　福室マンション303、住民票上の住所仙台市宮城野区小鶴３丁目１番６―202号
債務者　平良　　恵
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６７５号
仙台市若林区若林７丁目１番21号　小川コーポ102
債務者　菊池　久治
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
秋田県男鹿市脇本脇本字曲田11番地６
債務者　細井真知子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２５号
秋田市山王１丁目２番12号　松岡ビル１―201
債務者　原田　京子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８号
茨城県神栖市知手中央１丁目12番９号レオネクストエタニティ203
債務者　長尾　博樹
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第６２号
茨城県鹿嶋市鉢形台３丁目７番地２　メゾンハイクレストＡ
債務者　名波　俊幸
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第２１９号
茨城県古河市仁連1312番地
債務者　川島　和子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで　水戸地方裁判所下妻支部